

第三次東松山市地域福祉活動計画 令和7年度評価（詳細版） ④

【基本目標4】 築く	多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向け、福祉専門職と地域住民、また福祉専門職を含む多職種が連携・協働して、包括的且つ総合的な相談・支援体制が構築できるよう取り組みます。	【活動計画冊子】 P. 50～P55
---------------	--	--------------------

（施策の方針1） 包括的な相談・支援体制の構築

関連する主な事業	評価指標			今後の取組
	主な取組（令和7年度）	アウトプット（結果）	年度末アウトカム（成果）	
総合相談センターの運営 （市指定管理事業）	・複数事業が一体的に運営する総合相談センターとして、全職員が初期対応ができるよう、来談者対応のロールプレイ研修や、苦情事例からセンター機能と専門性を考える研修会を行った。 ・他機関と協働し個別課題の支援を実施するとともに、東松山市各課が主催する会議等へ参画し、把握した地域課題を報告した。 ・研修会を主催し、参加した居宅介護支援事業所や民生委員と、8050問題の事例を通じて、それぞれの実践から把握している課題や、連携の在り方についてを確認することを通じて、地域での支援体制の構築に努めた。	【相談技術研修会（課内職員）】 1回 【初期対応研修会（課内職員）】 1回 【地域支援者合同研修会】 1回 【課内合同事例検討会】 1回、参加37人	・課内職員に対する研修により、専門性や一体的なセンター運営への理解を深めることができた。しかし、相談援助職ではない職員も在籍していることから、継続・繰り返すことにより学習定着を図ることは必要。 ・地域支援者との合同研修会アンケートでは、多くの参加者が「連携の重要性」や「視点の広がり」を実感したと回答。特に他職種の役割への理解が深まり、顔の見える関係づくりが進んだことは一定の成果と考える。また、家族の課題が複雑化・長期化していることへの危機意識も多く見られた。	・技術・知識向上のための研修会、地域関係機関との連携を構築するために研修会は継続して実施する。改めてそれぞれの事業や総合相談センター設置の背景・意義などを理解する研修会を行い、総合相談センターの機能強化につなげる。また、それぞれの事業が把握した、対象としない要支援者を適切な支援に繋げるため、定期的に共有、検討を行う。
緊急小口資金貸付事業 （一部県社協委託事業）	・自立相談支援機関、生活保護担当課、支援団体が参画する「生活困窮者自立支援制度支援調整会議」へ継続的に出席。事例検討を通じて各機関の役割や支援方法を共有し、多職種間での顔の見える関係性を構築した。 ・コロナ特例貸付借受人に対して、償還猶予延長申請に伴う面談を実施。面談を通じた生活状況の把握に加え、多重債務を抱える世帯への債務整理案内や、自立相談支援機関の就労支援員へのつなぎを行うなど、個別の困りごとに即した支援を行い、生活の安定と自立を促進した。 ・来所困難な相談者に対し、生活状況や身体状況に合わせたアウトリーチを実施。関係機関と密に連携し、必要に応じて緊急食糧支援を行うなど、個々の状況に即した迅速な対応を行った。	【生活困窮者自立支援制度支援調整会議への参加】 10回 【緊急小口資金貸付による支援件数】 48件 【埼玉県生活福祉資金による支援件数】 5件 【食糧支援件数】 78件	・毎月の生活困窮者自立支援制度支援調整会議への参加を通じ、各関係機関と密な連携を図ったことで、実際の相談場面において、個々の状況に即した支援や関係機関との連携につながった。一方、生活困窮を繰り返すケースや、生活再建に向けた主体的な取組が定着していないケースに対し、本人への動機付け支援や継続的な関わりが課題として残った。	・複合的な課題を抱える相談者への相談援助技術の向上を図り、相談者が自ら生活再建に取り組めるよう支援体制の強化に取り組む必要がある。また、民生委員の負担軽減を目的とした面談運用の見直しにより、面談が「必要時のみ」の実施となったことから、継続的支援が必要なケースを見定めるアセスメント技術の向上にも取り組む。 （令和8年度実施項目） ・生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所等の関係機関と連携した個別事業の課題整理および生活再建に向けた地域資源への繋ぎ ・緊急性の高い困窮ケースに対する迅速な食糧支援の実施、および「彩の国あんしんセーフティネット事業」等を活用したセーフティネット機能の強化 ・専門知識や相談援助技術の向上のため、職員の各種研修会への積極的な参加

第三次東松山市地域福祉活動計画 令和7年度評価（詳細版） ④

関連する主な事業	評価指標			今後の取組
	主な取組（令和7年度）	アウトプット（結果）	年度末アウトカム（成果）	
低所得世帯への給付・助成事業	・地域歳末たすけあい募金の配分金を活用し、低所得のひとり親世帯に対する「東松山市地域共通商品券の給付」と低所得世帯の中学3年生、高校3年生を対象とした「受験料等の助成」を実施。また、決定通知の送付時に社協のSNSの案内を同封することで、支援を通じたつながりを一過性で終わらせず、必要な時にいつでも相談できるつながりの構築に努めた。	【ひとり親世帯東松山市地域共通商品券給付助成世帯】 99世帯271人 【受験生応援助成】 21人（中学3年：12人） （高校3年：9人）	・関係機関を通じたチラシの配布やSNSによる周知により、例年と同水準の給付および助成を実施することができ、低所得世帯への学習支援において一定の役割を果たした。	地域歳末たすけあい募金の配分金活用した助成を実施（助成額は、配分金および申請者数等により検討）また、助成による支援に留まらず、社協とのつながりにより、必要時の相談につながるよう継続した関係性の構築に取り組む。 （令和8年度実施項目） ・歳末たすけあい募金を原資とした「東松山市地域共通商品券の給付」と低所得世帯の中学3年生、高校3年生を対象とした「受験料等の助成」の実施 ・助成対象者に対する社協事業に対する情報提供と継続的な関係性構築
地域福祉コーディネーター事業（再掲）	・住民や関係者からの相談に対し、適切な機関への橋渡しを行うとともに、「支え合いサポート事業」の調整を通じて個別支援に取り組んだ。 ・地域福祉コーディネーター会議を毎月実施し、各地区の課題共有を行った。また、きらめき出前講座による「生活困窮者支援の研修会」や、市主催「相談支援に関する研修会」および「自立支援型ケア会議」に参加し、事例検討や相談支援に関する学びの機会とした。	【地域福祉コーディネーターによる相談支援・調整件数】 5,396件 ※個別支援以外の相談・調整も含む	・コーディネーターのスキル向上については、各種研修への参加や会議での情報共有を通じ研鑽を積んだ。一方で、実践経験や相談件数に地域差が生じている。	地域福祉コーディネーターが身近な相談窓口として安定的な役割を果たすべく、研修会への参加や事例検討等を通じ、資質向上に取り組む。 （令和8年度実施項目） ・コミュニティーソーシャルワークに関する研修 ・つなぎ先一覧の作成と関係機関との連携強化 ・地域福祉コーディネーターのマニュアルの整備
介護予防・生活支援体制整備事業（再掲）	・自立支援型ケア会議に参加し、多機関との顔の見える関係性を築くとともに、事例を通じて地域における課題の把握に努めた。またケースに合ったインフォーマルサービスについて情報提供を行い、制度では対応できないニーズに対して資源とのつながを行った。	【自立支援型ケア会議への参加】 7回	・自立支援型地域ケア会議への参画により、インフォーマル資源の紹介・活用が進展しているものの、個別事例に対する日常的・継続的な関わりについては限定的な実施に留まっている。	制度の狭間にある地域生活課題の把握や新たな資源の開発に向けた検討、多機関との連携に取り組む。 （令和8年度実施項目） ・短期集中型マシントレーニング実施後の、高齢者の地域活動への展開へ繋げる取組の実施 ・自立支援型地域ケア会議におけるニーズ把握や多機関と連携したインフォーマルな資源とのつながり
地域自立支援協議会への参画・協働（再掲）	・障害者相談支援事業および基幹相談支援センター事業において、幹事会および各部会に参加した。また、市が進める児童発達支援センター機能の整備、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児者の支援体制構築などについて、関係機関と連携・協働した。	【会議への参加】 全体会2回、幹事会6回、事務局会議6回 各部会	・地域生活支援拠点等の整備を推進し、拠点コーディネーターの配置について検討を行い、関係機関と連携のもと共同で実施した。	・引き続き、各部会における課題の整理および対応について取り組んでいく。
在宅医療・介護連携推進事業（再掲）	在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制の構築に向け、以下の事業を実施した。 ・在宅医療・介護連携推進協議会の設置・運営 協議会を開催し、ACPの効果的な推進、身寄りのない方の支援等について、共有・協議等を行った。 ・地域医療・介護資源の把握・充実 比企地区在宅医療・介護検索システムの運用のため医療・介護事業所一斉調査等を実施した（運用は指示書により外部委託）。また、医療介護の事業所に向け、システム周知のチラシを作成し、配付した。 ・医療・介護関係者の情報共有の支援 通院・入院時あんしんセットを改訂。比企地区版連携シートと併せて周知を行った。 ・医療・介護関係者の研修 「地域医療と連携ツール ～MCSと多職種連携～」をテーマに、研修を開催した。 ・地域住民への普及啓発 ACP（人生会議）のリーフレットを作成し、配付した。	【協議会の開催】3回 【一斉調査】年1回 対象事業所 医療：327件 介護：455件 回答 医療：213件（65%） 介護：287件（63%） 【MCS、検索システム】 お知らせ欄、行政及び社協ホームページにて周知 【研修会の開催】1回 参加者：120名 【リーフレット作成】1回	・協議会や研修会などを通じて、現状の共有や意見交換、課題の検討等、多職種が連携を図ることができた。 ・リーフレットやチラシの配付、コミュニケーションツール等を活用し取組の周知を行ったことで、地域住民や医療・介護の事業所が事業を知るきっかけづくりができた。	医療と介護を必要とする高齢者が、最期まで住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、支援体制の構築に向け取組を継続する。 （令和8年度実施項目） ・協議会の開催。各事業内容検討。 ・検索システム一斉調査の実施。活用方法の検討。 ・情報共有ツールの確認及び更新。 ・研修会の開催。 ・講演会の開催。

第三次東松山市地域福祉活動計画 令和7年度評価（詳細版） ④

（施策の方針2） 孤独・孤立の予防と対策

関連する主な事業	評価指標			今後の取組
	主な取組（令和7年度）	アウトプット（結果）	年度末アウトカム（成果）	
こども食堂の運営支援	・各こども食堂への定期的な訪問を通じて活動状況やニーズを把握し、地域住民への周知協力や、ニーズに合致した寄付物品の配分を実施。また、こども食堂情報交換会の開催にあたっては、既存の運営者に加え、開設を検討中の方々にも参加いただくなど、広く情報が共有できるよう取り組んだ。	【こども食堂情報交換会・研修会】 1回 【こども食堂啓発】 2回	・こども食堂運営者だけでなく、開設を検討されている方がつながることで、新たな関係づくりや情報交換の場となった。また、寄付物品の二次配分等を通じ、こども食堂の運営支援につながった。	こども食堂運営者のニーズ把握を行い、ニーズに合った運営支援や寄付物品の二次配分を実施する。また、こども食堂情報交換会やこども食堂の啓発を通じ、地域住民への周知が広がるよう取り組む。 （令和8年度実施項目） ・寄付物品の二次配分 ・こども食堂情報交換会 ・定期的な訪問による活動支援、ニーズ把握
ケアラーに関する支援	・ケアラー月間に合わせ、ホームページを活用したケアラー支援の普及啓発を実施した。当初計画していた「ケアラー支援に特化した関係機関との会議」の実施には至らなかったが、職員が市担当課主催の「ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会」へ参加し、研修で学んだ情報を課内会議にて共有した。また、支援が必要な方への気づきや迅速な連携を可能にするため、関係機関との日常的な協力関係の構築に取り組んだ。	【ケアラーに関する啓発】 1回	・研修を通じ、職員の理解向上につながった。個別ケースへの関りはなかったが、必要時、適切な機関につなげられるよう関係機関との連携体制の構築が図られている。	必要時、適切な支援機関につなげられるよう関係機関との連携を図るとともに、職員の理解促進に取り組む。 （令和8年度実施項目） ・ケアラー月間に合わせた啓発 ・ケアラー支援に係る関係機関との連携
社協支部事業（再掲）	・社協支部実施する下記の事業について、地域福祉コーディネーターが中心となり、取組支援を行った。 （松山）ふれあいの集いの実施・高齢者世帯調査と連携した品物配付事業・地域福祉講演会 （大岡）シニアフェスティバル・一人暮らしのお年寄りとの交流会 （唐子）健康講座・ポッチャ交流会・落語天唐亭・一人暮らしの高齢者品物配付事業 （高坂）高齢者見守り活動「お元気ですか」事業 （野本）高齢者世帯への品物配付と児童とのメッセージ交換事業・野本地区シニアいきいき講座 （高坂丘陵）ふれあいまつり・落語寄席ふれあい亭・住民向け啓発講座 （平野）子育てサロンばらんこ・高齢者応援事業品物配布・夏のお楽しみ会・世代間交流ハロウィン	【支部が民生委員等と協働し、実施する見守り活動】 （松山）高齢者への味噌汁配付 1954名 （大岡）大岡シニアフェスティバル 217名 一人暮らしお年寄り交流会 29名 （唐子）高齢者への靴下配付 322名 （高坂）高齢者への味噌汁の配付 269名 （野本）高齢者への靴下とクリスマスカード 419名 （高坂丘陵）ふれあいまつり参加 714名 （平野）高齢者への靴下配付 396名	・民生委員・児童委員の協力を得た高齢者品物配付事業では、「品物があることで訪問しやすかった」との声が寄せられた。また、新1年生を対象とした傘の配付事業を通じ、子育て世代に対し、社会福祉協議会の認知度を高め、必要時に相談につながるきっかけの一つとした。	地区別プランと連動した社協支部の取組を通じ、地域住民とのつながりのきっかけとするとともに、関係機関との連携強化につなげる。 （令和8年度実施項目） ・各社協支部における事業計画（高齢者やこどもに対する見守り活動）の推進支援
地域福祉コーディネーター事業（再掲）	・地域住民からの相談に対し、担当地区の地域包括支援センターへのつなぎを行うなど、必要な方が支援者とつながれるよう取り組んだ。また、ケース会議への参加を通じ、地域で支援が必要なケースの把握や見守りにつなげたケースもあった。 ・ケース会議への参加や支え合いサポート事業のコーディネート等を通じ個別支援に取り組んだ。また、きらめき出前講座を活用した社会資源に関する研修や市担当課主催の地域連携に関する研修会、法人内の事例検討会等に参加し、社会資源の把握や市内の多機関との連携を深め、スキルアップに取り組んだ。	【個別支援に関わる研修会への参加】 ・自立支援型ケア会議 7回 ・地域連携に関する研修会参加：2回 ・相談支援に関する研修：2回	・相談が寄せられたケースに対しては、地域包括支援センター等の専門機関へのつなぎができています。一方、地域福祉コーディネーター自らがアウトリーチ等による積極的なアプローチを行い、地域内で潜在化している孤立・孤独世帯を把握し、支援するに至っていない。また、個別支援の経験に地域福祉コーディネーター間での幅があり、コミュニティソーシャルワークに関する更なるスキルアップが必要である。	地域住民の多様なニーズに対し、適切な「つなぎ役」としての機能を果たすため、社会資源の把握と関係機関との緊密な連携に取り組むとともに、相談支援技術の向上に取り組む。 （令和8年度実施項目） ・「つなぎ先専門機関一覧」作成 ・各種研修への参加によるスキルアップ ・ケース会議への参加

第三次東松山市地域福祉活動計画 令和7年度評価（詳細版） ④

関連する主な事業	評価指標			今後の取組
	主な取組（令和7年度）	アウトプット（結果）	年度末アウトカム（成果）	
総合相談センターの運営（再掲）	・各事業において支援が届いていない状況になる方等を対象としてアウトリーチ活動を実施した。また、各事業の実施状況を共有し、総合相談センターとしての実践の振り返りを行った。	【地域包括支援センター】 ・介護保険サービス終了者に対する実態把握調査（訪問）：10人 【介護予防事業】 ・短期集中型通所型サービス終了者の閉じこもり防止等を目的とした情報提供：35人 うち具体的ににつながった人数：11人 【障害者相談支援】 ・ひきこもりリスト：対象者11人/電話による状況確認2回 うち訪問1人 ・東松山市障害者福祉課と協働したアウトリーチ（障害福祉サービス未利用・40歳以上・療育手帳®）：3人 うち障害福祉サービス利用：1人、総合福祉エリア相談支援事業所（委託相談）継続支援：2人 ・地域包括支援センターより依頼ケース：訪問3件 ・アウトリーチ実践共有・振り返り（会議）：2回	・アウトリーチ活動の振り返りでは、具体的に対象者に働きかけることで、継続した支援につながる等の効果があることが確認できた。また、支援を希望しない人、制度の狭間にある人への支援の困難さも確認され、総合相談センターとして一歩踏み出した支援ができなかったことを共有した。	引き続き、各事業においてアウトリーチ活動、各事業で把握した課題を共有、検討を行う。 加えて、在宅福祉課、地域福祉課と地域生活課題の共有の場を設け、孤独・孤立といった課題が共有された際は、検討を行う。

第三次東松山市地域福祉活動計画 令和7年度評価（詳細版） ④

（施策の方針3） 地域での暮らしを支える権利擁護支援の充実

関連する主な事業	評価指標			今後の取組
	主な取組（令和7年度）	アウトプット（結果）	年度末アウトカム（成果）	
成年後見センター事業 （市委託事業）	・広報紙やSNSを通じて、制度やセンターの取組を広く周知したほか、各種研修会では参加者の層やニーズに即した説明を行うことで、制度をより身近に感じていただけよう努めた。 ・令和7年度は、市民後見人養成講座の「基礎編」に続き「実践編」を開催した。各専門機関に講師を依頼し、成年後見制度や関連制度の理解促進、および後見活動に必要な知識を習得する機会とした。また、講座修了後に、希望者を対象に「フォローアップ講座」を開催した。後見活動の実績が豊富な社会福祉士を講師に迎え、実務の具体的な話や質疑応答を行うことで、受講者が実際の活動を具体的にイメージできる機会とした。 ・福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）と連携し、令和8年度からの市民後見人養成講座修了者の活動の場を整備した。 ・親族後見人および今後検討している方を対象に、初開催となる「親族後見人のつどい」を実施した。家庭裁判所の裁判所書記官を講師に招き、「新様式の後見等事務報告書の書き方」や「親族後見活動における留意点」について講義を行うとともに、司法書士による「親族後見活動に関する質疑応答」の時間を設けた。 ・権利擁護における地域連携ネットワークの中核となる「成年後見推進協議会」の設置に向け、設置要綱を策定し、法律や福祉の関係者が一堂に会する「成年後見推進懇談会」において、同要綱の承認を得た。 ・成年後見センターが実際に関わった経済的に困窮したケース、身寄りがないケース、法律的な問題が絡むケース等について、「成年後見推進懇談会」にて支援方法に関する課題提起を行い、専門職や関係機関から幅広い知見を得た。	【成年後見制度に関する普及啓発活動数】 普及啓発件数：26件 研修会参加延べ数：79人 【養成講座参加者数】 19名（内修了者17名） フォローアップ研修参加者：10名 【養成講座修了者のうち、権利擁護支援の実践希望者】 6名 【親族後見人の集い】 1回、30人参加 【成年後見推進懇談会の開催】 2回 東松山市成年後見推進協議会設置要綱の策定	・各種研修会において、参加者の個別の質問に対応することで、「後見制度の理解につながった」との評価を得ることができた。 ・市民後見人養成講座の全課程修了者のうち6名が次年度より福祉サービス利用援助事業の委嘱型支援員を希望され、地域における権利擁護の新たな担い手を確保するという成果につながった。 ・養成講座の修了者6名が、継続して法人の福祉サービス利用援助事業での活動を希望。権利擁護の担い手育成につながった。 ・事前アンケートに基づき、参加者のニーズや知りたい内容に合った講義内容としたことで、具体的な疑問や不安の解消につながることができ、参加者から「疑問が解消した」などの声を得ることができた。一方、制度の使いにくさや経済的な負担等に関する不安の声が挙がった。 ・次年度設置予定の「成年後見推進協議会」について「成年後見推進懇談会」にて検討を行ったことで、各専門職からの理解や協力体制を得ることができ、次年度からの設置・運営に向けた基盤整備につなげることができた。また、法律的な課題を抱えたケースや身寄りがないケースの支援に関する法律、福祉それぞれの専門職の連携強化の必要性が確認された。	必要な人に制度の情報が届くよう啓発を実施する。 （令和8年度実施項目） ・きらめき出前講座、関係者向け研修会 ・パンフレット、SNS、広報紙による啓発 将来的な市民後見人の活躍に向け、実践の機会を支援する。 （令和8年度実施項目） ・フォローアップ講座 ・令和9年度、市民後見人養成講座（基礎編）開催のための準備、啓発 ・市民後見人に関する啓発 ・福祉サービス利用援助事業と連携した権利擁護の担い手の育成 後見人同士の意見交換を作るとともに、申立てケースに対するマッチングを行う。 （令和8年度実施項目） ・法人後見実施団体、後見人（社会福祉士）を対象とした意見交換会の開催 ・後見人との連携、マッチング 権利擁護の地域連携ネットワーク構築に向け、その中核となる「成年推進協議会」の設置、運営を行う。 （令和8年度実施項目） ・6月：第1回成年後見推進協議会 ・1月：第2回成年後見推進協議会 ・関係機関を対象のアンケート実施と成年後見制度の利用に関する課題整理

第三次東松山市地域福祉活動計画 令和7年度評価（詳細版） ④

関連する主な事業	評価指標			今後の取組
	主な取組（令和7年度）	アウトプット（結果）	年度末アウトカム（成果）	
法人後見事業	・法人後見の要綱見直し（受任要件見直し）を計画していたが、市民後見人養成講座修了者が法人後見支援員として活躍できる体制も考慮し、地域ニーズや受任体制を踏まえた上で慎重な決定ができるよう要綱見直しについては、令和9年度の実施項目と位置づけることとした。 ・福祉サービス利用援助事業の利用者1名について、ケース会議での検討を経て、当協議会が後見人候補者となることが決定し、市長申立てに至った。	【法人後見の要綱見直し】 未着手 【法人後見受任件数】 1件 【後見人候補者として申立て中の件数】 1件	・要綱見直しの時期を精査したことで、市民後見人（養成講座修了者等）に対する寄り添い型の支援体制を見据えた検討につなげることができた。 ・新たに後見人候補者となったケースについて、関係機関によるケース会議での検討を経たことで、ご本人にとって最善の支援方法や意思尊重のあり方を共有することができた。	地域ニーズに対応するための受任要件の見直しや後見人としての専門性向上に取り組む。 （令和8年度実施項目） ・令和9年度の要綱見直しに向け、当協議会に期待される法人後見のニーズを把握し、受任要件の見直しに向けた検討を実施 ・ご利用者の意思決定支援を最優先した支援の実施
福祉サービス利用援助事業 （県社協委託事業）	・福祉サービス利用援助事業の周知に向け、出前講座や広報紙による広報を展開した。12月より専門員が減員し、一時は新規契約の見合わせも検討したが、地域における当該事業のニーズが高く、業務整理や課内の協力体制を得ることで継続的な受け入れ体制を維持した。 ・当該事業の利用者のうち、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、関係職種と連携・協働し、申立て手続きを進めた。 ・成年後見センターで実施した市民後見人養成講座について、修了者の活動の機会とするため、福祉サービス利用援助事業における「委嘱型支援員」の受入体制を整備した。具体的には、設置要綱および業務マニュアルを策定し、活動基盤を整えた。	【福祉サービス利用援助事業延べ利用人数】 617人 （月平均：51.4人） 【福祉サービス利用援助事業から成年後見制度申立てケース】 4件（うち年度内に保佐人が決定したケース2件） 【委嘱型生活支援員の希望者】 6名	・高齢化や支援が必要なケースの増加に伴い、昨年度と比較し、月平均の支援件数が12名増加しており、今後のニーズ拡大に応じた支援体制の維持・確保が課題となっている。 ・多職種と協働し、ご本人の状態にあった支援を検討した結果、複数のケースについて成年後見制度の申立てにつながった。 ・市民後見人養成講座修了者の権利擁護活動の場として、要綱や支援体制を整備した。これにより、令和8年度当初からの円滑な支援員委嘱と、市民による寄り添い型の支援に向けた基盤を構築できた。	増加するニーズに対応できるための支援体制の整備や職員のスキルアップに取り組む。 （令和8年度実施項目） ・きらめき出前講座、広報紙、SNSを通じた事業周知 ・ケース会議や研修会開催による契約検討や本人の状況に合わせた支援方法の検討 ・本人の判断能力に応じた最適な権利擁護サービスの提供と、成年後見制度への切れ目のない移行支援 ・福祉サービス利用援助事業の実践を通じた権利擁護支援に関する支援員の育成